

平成 29 年度第 2 回福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会資料

平成 30 年度以降の国保連支払審査について

～平成 30 年度からの円滑な請求に向けた対応について～

平成 30 年 3 月 19 日・20 日  
福岡市障がい者在宅支援課

平成 30 年 4 月に改正後の障害者総合支援法等が施行されます。

平成 30 年 4 月以降、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務について変更される点があります。

以下に、主な変更点を記載します。

(1) 判定レベル(給付費の支払対象になるかのレベル)の見直しについて

①現在、事業所からの請求情報を国保連合会で受付と点検を行い、市町村で審査を行った結果、給付費の支払対象になるかのレベルとして、「エラー」「警告」「正常」の3つを判定し、「エラー」「警告」については、国保連合会より毎月月末に送付の「返戻等一覧表」または「点検処理結果票」でお知らせしています。(表1)

(表1)

判定レベル	事業所への支払対象	連合会より月末に送付の 記載対象帳票
エラー	×	返戻等一覧表
警告	△※	点検処理結果票
正常	○	—

※国保連の点検では、支払対象となっているが、市町村審査で返戻する場合がある。

②平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)からの判定レベルは、「エラー」「警告(重度)」「警告」「正常」の4つとなり、現在の「警告」が「警告(重度)」と「警告」に細分化されます。

さらに、細分化された「警告」は、一部を平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」に移行する予定です。

なお、国保連合会で行う事務名称が「事務点検」から「一次審査」へ変更されることにより、「点検処理結果票」の名称も「一次審査処理結果票」へ変更されます。  
(表2)

(表2)

判定レベル		事業所への支払対象	連合会より月末に送付の 記載対象帳票	備考
エラー		×	返戻等一覧表	
警告	平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」に移行する「警告」	△※(ただし、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より×)	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「★」を表示	新規追加
	上記以外の警告	△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「※」を表示	
警告(重度)		△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「▲」を表示	新規追加
正常		○	—	

※国保連の点検では、支払対象となっているが、市町村審査で返戻する場合がある。

③ 「警告」から「エラー」に移行する分(★)については、**市町村審査で支払い可否を決定していたものが、国保連合会で支払対象外になります。**  
 ただし、平成 30 年度以降、段階的に移行するものとされています。

平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)～平成 30 年 10 月請求分(平成 30 年 9 月サービス提供分)については、事業所への周知期間(★は**従来の警告と同じ**)とし、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」(**自動的に支払対象外**)となる予定です。(表3)

また、平成 31 年度も周知期間(平成 31 年 5 月請求分(平成 31 年 4 月サービス提供分)～平成 31 年 10 月請求分(平成 31 年 9 月サービス提供分))(★は**従来の警告と同じ**)を設け、平成 31 年 11 月請求分(平成 31 年 10 月サービス提供分)より「エラー」(**自動的に支払対象外**)となる予定です。(表3)

(表3)

時期	対応内容	2018年度		2019年度	
		上期	下期	上期	下期
第一 段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	①			
	警告からエラーに移行	事業所への周知 警告(★)		エラー	
第二 段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加		②		③
	警告からエラーに移行	警告(※)		事業所への周知 警告(★)	エラー

①平成 30 年 5 月請求分  
 (平成 30 年 4 月サービス提供分)より(予定)

②平成 30 年 11 月請求分  
 (平成 30 年 10 月サービス提供分)より(予定)

③平成 31 年 11 月請求分  
 (平成 31 年 10 月サービス提供分)より(予定)



(図1)(変更後)

(ID:R11002)  
障害者総合支援

**一次審査処理結果票**  
平成29年12月受付分

到達番号 201712100000000000 入力ファイル名 20171210000.csv  
事業所番号 131000011 事業所名 事業所A 障害福祉サービス費 エラー・警告件数 2件

種別※1/コード	市町村番号	情報1/サービス種類※3/レポート	項目名称1	項目値1	補足1
サービス提供年月	受給者証番号	情報2/サービス種類※3/レポート	項目名称2	項目値2	補足2
明 PP04	131016	請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています			
平成29年11月	1300000200	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
明 PP14	131016	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています			
平成29年11月	1300000200	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄（先頭1行）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

**エラーに関する出力項目の追加**

・エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするため、エラーに関する出力項目の情報を1行追加します。

**帳票タイトルの変更**

・帳票タイトルを変更します。  
変更前：点検処理結果票  
変更後：一次審査処理結果票

**エラー内容欄（先頭1行）でレベルを判別**

「※：警告」「▲：警告（重度）」「★：警告（エラー移行対象）」

**補足の追加**

・エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするため、補足1,2を追加します。

**凡例等内容の変更**

・欄外に記載している凡例等の内容を変更します。



(図2)(変更後)

(ID:R11403) 障害者総合支援	<b>返 戻 等 一 覧 表</b>				平成30年 7月 2日 1頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会			
		平成30年 6月受付分						
事業所番号	1310000012	障害福祉サービス費						
事業所名	事業所B							
エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数
PT85	131016	千代田区	1300000100	ジェンキョウ	平成30年 4月	サ	07	
実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席(欠席時対応加算)」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません								
<b>エラーメッセージの変更</b>								
・エラーコードによっては、エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするためエラーメッセージの変更等を行います。								
<b>凡例等内容の変更</b>								
・欄外に記載している凡例等の内容を変更します。								
※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票								
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。								

(2)簡易入力システム(請求情報を作成するための国保中央会より提供されているシステム)について

簡易入力システムについても、請求時における点検項目の追加等が予定されています。(平成30年4月リリース予定)

変更点については、今までのバージョンアップと同様、国保中央会より電子請求受付システム(<http://www.e-seikyuu.jp>)において、お知らせがあります。

利用者負担上限額管理結果票や契約内容情報等において、点検項目の追加等が行われる予定ですので、基本情報設定の受給者情報の入力については、今まで以上に受給者証に記載の内容を確認の上、入力ください。

なお、平成30年10月以降リリース予定ではありますが、同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合についても、上限額管理結果票の入力ができるようになる予定です。当該お知らせ(平成30年10月以降)において、追加項目(「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加)箇所をご確認ください。

操作方法につきまして、不明な点がある場合は下記連絡先にご確認ください。

**【障害者総合支援 電子請求ヘルプデスク】**

TEL:0570-059-403

FAX:0570-059-433

(受付時間 10:00~17:00)

### (3)平成 30 年度以降の請求にあたっての留意事項

周知期間(平成 30 年度は平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)～平成 30 年 10 月請求分(平成 30 年 9 月サービス提供分))中のできるだけ早期に、★:警告(エラー移行対象)が発生している原因を特定してください。★が発生したまま請求を続けると、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より支払対象外となります。

また、▲警告(重度)についても、平成 31 年度以降段階的にエラーへ移行する可能性があるため、「警告(重度)」(▲)の原因も特定し、今後の請求が円滑にできるようにしてください。

今後、仮に請求情報が誤っていた場合は、エラー(返戻)になる確率が高くなります。早期の届出や疑義照会を行なってください。

なお、平成 30 年度からの連合会や市町村における審査支払業務の見直し内容や平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)よりエラーへ移行するエラーコード(★)の一覧等は、平成 30 年 3 月下旬以降に厚生労働省のホームページに掲載予定となっております。

また、事業所において請求情報を正しく作成するためのポイントをまとめたパンフレットを国保中央会が電子請求受付システム(<http://www.e-seikyuu.jp>)等で平成 30 年 3 月下旬以降に公開する予定です。

#### <事業所向けパンフレットの構成(案)>

No	事項	内容
1	受給者証の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・月次での受給者証の確認(記載内容が更新・変更されている場合がある)</li><li>・受給者証番号の確認 (18 歳到達により受給者証が変更されているにもかかわらず、以前の受給者証番号で請求される例がある)</li><li>・支給決定のサービス種類、支給量、有効期間の確認 (契約支給量やサービス提供量の総量が決定支給量を超えた請求がある、また有効期間を過ぎた例もみられる)</li></ul>

No	事項	内容
2	介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出との整合性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出</li> <li>・届出事項との不一致など、よく見られる請求誤り</li> <li>・事業所台帳情報の参照方法</li> </ul>
3	利用者負担上限額管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担上限額管理の必要性和対象者</li> <li>・利用者負担上限額管理者の決定と確認</li> <li>・利用者負担上限額管理に関してよく見られる請求誤りと注意点</li> </ul>
4	決定支給量について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供量(明細情報)と決定支給量の比較・確認</li> <li>・複数事業所が同一サービスを提供している場合における、契約情報(契約支給量)の確認(受給者証への記載)</li> <li>・支給量超過の請求例</li> </ul>
5	過誤申立について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤処理の概要(過誤申立を行うケース)</li> <li>・過誤申立の方法 (支払済みの請求を取下げないまま、再請求すると重複エラーとなり返戻される)</li> <li>・過誤調整による実績の取下げと再請求のタイミング</li> </ul>
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他よく見られる請求誤りの例と請求情報作成の注意点</li> </ul>